

「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について

改正の方向性(案)

令和8年3月12日

三重県環境審議会 環境影響評価部会

1 はじめに

太陽光発電施設の設置に係る三重県環境影響評価条例（以下「条例」という。）の適用対象の拡大については、国の動向を注視し三重県環境審議会で検討を進めることとし、令和7年12月25日、三重県環境審議会に諮問し、環境影響評価部会（以下「部会」という。）の設置が承認されました。

令和7年12月23日に閣議決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」では、環境影響評価法の対象となる太陽光発電施設の規模の見直し及び実効性強化が打ち出され、国においては、令和8年1月26日から、太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討が行われています。

2 検討状況

（1）検討に向けた取組概要

令和8年2月20日に、「第1回三重県環境審議会環境影響評価部会」を開催し、表1の部会委員により調査・検討を行いました。

表1 三重県環境審議会 環境影響評価部会委員名簿（五十音順、敬称略）

氏名	所属・役職
おおやぎ まき 大八木 麻希	四日市大学環境情報学部 教授
たしろ むつみ 田代 むつみ	名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻 講師
つかだ もりお 塚田 森生	三重大学大学院生物資源学研究科 教授
みずたに ともお 水谷 知生	奈良県立大学地域創造学部 教授

(2) 環境影響評価部会での検討課題

部会においては、検討の背景や目的、三重県の太陽光発電施設に関する状況、国の動向等とともに、以下の内容が課題として示されました。

<課題>

- 事業（施行）区域の面積が10ヘクタール未満であっても、防災上、環境上等の影響について事業者による環境配慮を促す必要があるが、現状では特別地域※に限られていること。
- 森林伐採を伴うメガソーラーについては、面的開発による環境影響が生じるほか、山林裾野への斜面設置による土砂流出リスク等を踏まえると、5ヘクタール未満の比較的小規模な事業であっても、一定の環境配慮が行われるべきと考えられること。
- 現行では、土地の造成を行う場合のみ条例の対象としているが、反射光や景観等は供用後の影響の懸念があり、造成を伴わない設置事例も多数確認されていること。

※特別地域とは、国立公園、国定公園、三重県立自然公園の区域のうち特別地域及び海城公園地区、又は三重県自然環境保全地域の区域のうち特別地区をいう。

(3) 環境影響評価部会での検討結果

これらの課題に対して、以下の2つの方向性（案）が示され、部会として方向性（案）は妥当であると判断しました。

<方向性（案）>

- 現在は、簡易的環境影響評価の対象規模、10ヘクタールであるところを、5ヘクタール、森林区域は1ヘクタールとする。
- 現在は、造成を伴う太陽光発電施設の設置のみが対象となっているところを、造成を伴わない事業についても対象とする。

そのほか委員からは、次のような意見がありました。

＜主な意見＞

- 地域との共生が図られた施設については、再生可能エネルギーの導入を促進する観点からの検討も必要ではないか。
- 生物多様性の観点から、湿地やため池等の動植物にとって貴重な生息・生育環境について、適正な保全がなされるよう他の関係法令等も含めて取り組んでほしい。

3 検討経過及び今後のスケジュール

検討経過及び今後のスケジュールは表2及び表3のとおりです。

表2 検討経過

時 期	経 過
令和7年12月25日	三重県環境審議会へ諮問
	三重県環境審議会環境影響評価部会の設置
令和8年 2月20日	三重県環境審議会環境影響評価部会（第1回）
令和8年 3月12日	三重県環境審議会 改正の方向性（案）

表3 今後のスケジュール（予定）

時 期	経 過
令和8年 4月以降	パブリックコメント、市町等への意見照会
夏頃	三重県環境審議会環境影響評価部会（第2回）
	三重県環境審議会 具体的な改正内容（案） 三重県環境審議会から答申
10月頃	改正施行規則公布